

第12回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年6月22日(火) 午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	清家祥一
9	清家茂	10	山本一人	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(名)

--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第58号 農地転用事業計画変更申請について

日程第5 議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第12回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>第12回農業委員会総会ということですが、推進委員の方は、3か月ぶりの農業委員会の総会ということで、実は、4月に松山で繁華街クラスターが発生しまして、5月に宇和島のほうでもそれなりに出たということで、4月、5月については、できるだけ少人数での総会にしようということで、農業委員のみの総会とさせていただきます。今日は、久しぶりに推進委員の方を交えての総会ということでありますので、よろしくお願いいたします。開会の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>14</u>名であります。</p> <p><u>山本推進委員、酒井推進委員、斯波推進委員、塩崎推進委員</u>より欠席の報告を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第12回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>9番 清家茂委員、10番 山本一人委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、渡邊康志委員より説明願います</p>
渡邊委員	<p>失礼します。議席番号12番 渡邊です。</p> <p>議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>
	<p><b>【議案書に基づき、議案第56号 順位1番 説明】</b></p>

渡 邊 委 員	6月17日に譲受人、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。酒井推進委員には別日に確認いただいております。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第56号 順位1番 説明】</b>
渡 邊 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位2番について、山下展輝委員より説明願います
山 下 委 員	失礼します。議席番号2番 山下です。 議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第56号 順位2番 説明】</b>
山 下 委 員	6月17日に譲渡人、岡本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第56号 順位2番 説明】</b>
山 下 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順

	位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第 3 議案第 5 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 なお順位 3 番については、日程第 4「議案第 5 8 号」と関連案件であるため担当委員にまとめてご説明いただき、その後にそれぞれの議題について委員の皆さまにご審議いただくことといたします。
議 長	順位 1 番について、渡邊康志委員より説明願います。
渡 邊 委 員	議席番号 1 2 番 渡邊です。 議案第 5 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 5 7 号 順位 1 番 説明】
渡 邊 委 員	6 月 1 7 日に譲受人、事務局 2 名、私の計 4 名で現地調査を行いました。酒井推進委員には、別日に確認していただいています。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 5 7 号 順位 1 番 説明】
渡 邊 委 員	以上により、農地法第 5 条第 1 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 5 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 5 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」順位 1 番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	続いて、順位 2 番について水野規雄委員より説明願います。
水 野 委 員	議席番号 1 1 番 水野です。 議案第 5 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番の説明をします。
	【調査書に基づき、議案第 5 7 号 順位 2 番 説明】
水 野 委 員	6 月 1 7 日に譲受人、譲渡人、塩崎推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 5 7 号 順位 2 番 説明】

水野委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番は許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	続いて順位3番及び、日程第4 議案第58号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番について谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第57号 順位3番 説明】</b>
谷口委員	6月17日に譲渡人、譲受人、田邊推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第57号 順位3番 説明】</b>
谷口委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
谷口委員	続いて、議案第58号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第58号 順位1番 説明】</b>
谷口委員	6月17日に申請人、田邊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第58号 順位1番 説明】</b>
谷口委員	以上により、計画変更しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 それでは、まず議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位3番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位3番は許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	続いて、議案第58号「農地転用事業計画変更申請について」質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第58号「農地転用事業計画変更申請について」順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第58号「農地転用事業計画変更申請について」順位1番は許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	日程第5 議案第59号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から、事務局より説明願います。
事 務 局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	<b>【議案書に基づき、議案第59号 順位1番から7番 説明】</b>
事 務 局	以上でございますご審議の程よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、順位1番から7番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第59号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から7番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。

議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第59号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から7番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議	長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議	長	以上で第12回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
		事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
		議事録署名委員
		9番
		10番